

「調査を受けやすい会社」と 「書面添付制度」について

週刊税務通信No.3721 2022年9月26日税 務調査を乗り切るポイント 愛知吉隆より

調査を受けやすい会社

- ①部告発・投書のあった会社 ②準備調査で異常値が解明できない会社
- ③過去に不正計算のあった会社 ④過去の調査で増差所得が大きかった会社 ⑤重点業種・問題業種
- ⑥業績の良い会社 ⑦資料せんと申告内容が不一致の会社
- ⑧特殊事情のある会社(多額の貸し倒れ、高額資産の買入等) ⑨長期未接触法人 ⑩消費税還付法人

書面添付制度について

税務調査を受ける可能性を低くする制度として、「書面添付制度」があります。

これは、<u>税理士が自己作成した申告書に対し、計算・整理し又は相談に応じた事項を記載した書面</u>or他人の作成した申告書につき、相談を受け審査し、租税に関する法令の規定に従っていると認めたときは、その書面<u>を申</u>告書に添付して提出するものです。

この提出により、<u>税務署は税務調査を行う前に、記載された事項につき税理士に「意見徴収」の機会を与えなければならず、その内容によって調査に移行する</u>か省略するかを決めることになります。

<u>この「意見徴収」の段階では</u>税務調査ではないので、この段階で<u>申告内容の間違いが明確になり修正申告を行ったとしても、加算税はかかりません</u>。

これは税理士が行う行為なので、記載内容に対する責任は税理士が負うことになります。よって、納税者との信頼関係が重要であり、契約内容(業務範囲・報酬等)によっては責任をもって受けられない場合もあります。また、税理士はチェックした事項の未記載すればよいとするものの、会社の規模によっては書面添付をできるだけの情報を収取できるのか、また、それを毎年申告の度に行うことができるのかという問題もあり、難しい面もあります。

記載すべき内容

- ①計算し、整理した主な事項について、具体的に、どのような書類や帳票に基づき、どのように確認したのか。
- ②審査した主な事項について、具体的に、どのような書類や帳票に基づき、どのように確認(審査)したのか。
- ③前年と比較して顕著な増減が見受けられる事項について、具体的に、どのような理由から増減したのか。
- ④会計処理方法に変更等があった事項について、具体的に、どのような理由から、どのような変更したのか。
- ⑤相談に応じた事項について、具体的に、どのような相談があり、それに対しどのような指導又は確認をしたのか
- ⑥審査した事項について、その結果にいたるまでに、具体的に、どのような確認作業等を行ったのか。

【今月の経営格言】 ワンマン経営こそ本当である。

by 一倉定(経営コンサルタント)

ワンマン経営とは、社長が全ての事に権力をふるって勝手なことをすることではなくて、社長ただ一人が事業経営 の全ての責任を負うことである。ワンマン経営の無いところ、真の経営などありえない。

会社がつぶれたときの責任は、明らかに「社長ただ一人」にある。文字通り「ワンマンの責任」なのである。

このことを知っていれば、心無い人々が「あの人はワンマン社長だ」などという言葉が、いかに誤っているか分かるはずである。

合議制、民主経営などということは全くの誤りで、「ワンマン経営」以外ありえないのである。何事も部下に相談し、会議で決めるというようなことは、厳しい現実に対しては、決して正しいことではない。「一倉定の経営心得」より

M MyKomon